

公募型プロポーザル手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年1月10日

1. 業務委託の概要

(1) 件名

令和6年度千歳烏山駅周辺地区街づくり推進支援業務委託

(2) 目的

千歳烏山駅周辺地区では、京王線連続立体交差事業、都市計画道路事業（駅前広場・補助第216号線）などの基盤整備をきっかけとした街づくりについて、世田谷区都市計画マスタープランに示す主要な地域生活拠点の実現を目指し、令和3年6月に千歳烏山駅周辺地区地区計画及び地区街づくり計画を策定した。都市計画事業として進めている駅前広場を含んだ駅前広場南側地区では、地権者が主体となり、再開発を基軸とした街づくりの検討を進め、令和4年12月には市街地再開発準備組合が設立され、都市計画決定を目指した取組みが本格化している。

こうした状況の中、駅周辺では、商店街連合会に設置された街づくり委員会において、令和4年4月に目指すまちの姿を「ちとから・まちづくりデザイン」として策定した。今後は「ちとから・まちづくりデザイン」の実現に向けた取組みを進めながら、商店街・周辺住民・団体等と相互連携した持続可能なまちづくり活動を目指していく。

本業務委託では、これまでの取組みを基礎に、商店街連合会の活動を支援しながら、地区計画の目標実現と住民等を主体とする持続可能なまちづくりに向けた取組み等について検討することを目的とする。

(3) 対象区域（別紙1参照）

千歳烏山駅周辺地区（南烏山四丁目、五丁目、六丁目の各地内）

(4) 業務内容

業務委託の内容については、プロポーザル後、選定された第一候補者の企画提案を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を作成し、決定する。

次に示す委託概要は、現在、世田谷区が考える業務とスケジュールであり、地域と合意形成を図りながら円滑に業務を進めていくための業務手法について、プロポーザルの提案を含めて決定する。

< 令和6年度委託概要 >

商店街連合会のまちづくり活動（街づくり委員会）の運営支援

- ・街づくり委員会の運営支援（約8回程度/年）
- ・アクションプラン（情報発信、自転車マナーに関する取組み等）の実施計画のとりまとめ及び実行支援
- ・活動の活性化、継続した取組みに向けた運営の検討
- ・街づくり委員会ニュースの発行（年2回程度 500部/1回）

千歳烏山駅周辺のまちづくりの取組み検討

街づくり委員会を中心とした駅周辺で活動する各種団体の取組み等を共有する場を設置し、商店街、住民等地域における情報共有や意見交換等を行う。また、短期（3年程度）・中期

(5年程度)的なまちづくりの取組み戦略(ロードマップ)を作成する。

街づくりニュースの発行、配布等

・「街づくりニュース」を作成し発行する。(1回程度)

対象地区：約2,300部程度、地区外地権者：約300部程度

<令和7年度委託概要>

商店街連合会のまちづくり活動(街づくり委員会)の運営支援

・街づくり委員会の運営支援(約8回程度/年)

・令和6年度にとりまとめるアクションプラン(情報発信、自転車マナー等に関する取組み)の
実行支援

・実施したアクションプランの評価及び改善と新たなアクションプランの検討支援

・活動の活性化、継続した取組みに向けた運営の支援

・街づくり委員会ニュースの発行(年2回程度 500部/1回)

千歳烏山駅周辺のまちづくりの取組み推進検討

短期・中期的なまちづくり戦略(ロードマップ)に基づく取組みの実施及び街づくり委員会を中心とした駅周辺の各種団体等との連携による継続的なまちづくりの取組み(活動の内容、体制、運営等)を検討する。

街づくりニュースの発行、配布等

・「街づくりニュース」を作成し発行する。(1回程度)

対象地区：約2,300部程度、地区外地権者：約300部程度

<令和8年度委託概要>

商店街連合会のまちづくり活動(街づくり委員会)の運営支援

・街づくり委員会の運営支援(約8回程度/年)

・令和7年度に実施するアクションプランについての評価及び改善、新たなアクションプランの
検討支援

・活動の活性化、継続した取組みに向けた運営の支援

・街づくり委員会ニュースの発行(年2回程度 500部/1回)

千歳烏山駅周辺のまちづくりの取組み推進検討

短期・中期的なまちづくり戦略(ロードマップ)に基づく取組みの実施及び街づくり委員会を中心とした駅周辺の各種団体との連携による継続的なまちづくりの取組みについて検討を深める。

街づくりニュースの発行、配布等

・「街づくりニュース」を作成し発行する。(1回程度)

対象地区：約2,300部程度、地区外地権者：約300部程度

令和7年度、令和8年度の委託概要は、進捗状況により変更する可能性がある。

(5) 履行期間

契約の日から令和9年3月19日(金)まで(単年度契約)

委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として、契約を行う。

契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合は、契約を変更又は解除することがある。

2 参加資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置

を現に受けていないこと。

- (2) 世田谷区から指名停止(入札参加禁止)を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格で、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。
- (4) 予定技術者が平成26年度以降に、本業務と同種または類似業務を行った実績を有すること。
【同種業務】
東京都、東京都内区市町村又は政令指定都市において、まちづくり推進のために活動する組織(法人人格があるものに限る)の設立・運営等に関する業務(方法・手段の検討を含む)
【類似業務】
東京都、東京都内区市町村又は政令指定都市において、まちづくりを推進するために活動する組織の運営・支援などに関する業務(方法・手段の検討含む)
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書の評価基準

- (1) 基本事項(書類提出の適正)
- (2) 企業実績(実務実績)
- (3) 技術者実績等(技術者資格、業務実績、担当効果)
- (4) 業務実施体制(実施体制の妥当性)
- (5) 特定テーマに対する提案(課題認識の的確性、説得力、実現性、創意工夫等)
- (6) 業務実施方針(業務内容の理解、工程計画との整合性)
- (7) 資料作成能力(わかりやすさ、見やすさ)
- (8) ヒアリング(専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力)
- (9) 見積金額の妥当性

5 手続等

- (1) 担当部署
〒157-8555 世田谷区南烏山六丁目2番14号(烏山総合支所1階)
世田谷区烏山総合支所駅周辺整備担当課 街づくり担当 横川、大塚、宇田川
電話：03-3326-9836 / FAX：03-3326-6159
- (2) 説明書の交付期間ならびに交付場所及び方法
期 間：令和6年1月10日(水)から令和6年1月24日(水)まで
土・日・祝日を除く9時から17時まで(正午から午後1時を除く。)
場 所：上記(1)に同じ
方 法：希望者に無償配布する(区のホームページからダウンロード可)〔検索番号：207059〕
- (3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所及び方法
期 限：令和6年1月24日(水)17時まで(必着)
場 所：上記(1)に同じ
方 法：持参又は郵送(Eメール及びファクシミリ可)
参加表明書を提出する前に、要電話連絡(方法について確認)
メールアドレス【SEA03683@mb.city.setagaya.tokyo.jp】
- (4) 提案書の提出期限ならびに提出場所及び方法
期 限：令和6年2月26日(月)17時まで
場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参又は郵送（書留郵便に限る） 提出期限必着

6 その他

- (1) 参加表明書及び提案書作成に係る費用とその取り扱いについて
参加表明書及び提案書の作成に係る経費は参加者の負担とする。
参加表明書及び提案書は、選定以外に無断で使用しない。なお、この案件に参加を表明した者及び提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (2) 記載内容の変更等について
参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は原則として認めない。また、提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむをえない理由により変更を行なう場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本語通貨に限る。
- (4) 契約保証金【免除】、契約書作成【要】
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (6) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 【無】
- (7) 審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- (8) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (9) 提案書の提出を辞退する場合、辞退する旨を記した書面にて申し出ること（様式は任意）。
- (10) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした参加者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った参加者は、失格とする。
- (11) 令和 3 年 6 月 18 日に策定した千歳烏山駅周辺地区地区計画・地区街づくり計画等の内容については、世田谷区 HP で閲覧できる。
 - ・千歳烏山駅周辺の街づくりについて（検索番号：199664）
 - ・千歳烏山駅周辺地区地区計画（検索番号：192092）
 - ・千歳烏山駅周辺地域地区街づくり計画（検索番号：192088）

